

4. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

4.1 河川に係る調査・研究等の促進

- 継続的な水文観測、水質観測データを活用し、河川の危機管理、維持管理及び計画など基礎的な情報として役立てます。
- 多自然川づくりに関する生物の生息・生育・繁殖環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら促進し、技術的手法の確立に努めます。また、様々な調査・研究の成果は、関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

4.2 河川情報の提供

- 河川の整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状など、治水・利水・環境に係る情報を広く共有するとともに、河川管理者と関係機関や地域住民等が双方向のコミュニケーションが図られるよう努めます。
- インターネット等で、河川事業で整備された水辺の施設などを紹介するとともに、河川に関する自由な意見をお聞きします。また、パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策をPRし、理解を得るよう努めます。
- 災害による被害の軽減を図るため、広島県河川防災情報システムにより、県内一円の雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで情報提供するとともに、水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また、適切な河川管理や防災体制の一層の充実を図るため、河川等の情報提供システムなどについて、必要に応じて整備を行います。
- 想定される規模を超える洪水への対応として、最新のデジタル技術なども活用し、関係機関や地域住民への情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

4.3 地域や関係機関との連携

4.3.1 治水に関する事項

- 気候変動による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、これまでの河川整備などの対策を加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体で総合的かつ多層的に水災害対策を進めていきます。

4.3.2 利水・環境に関する事項

- 河川の水質改善については、下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応など、地域住民や関係機関と連携を図りながらその対策に努めます。
- 水質汚染事故が発生した時は、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川状況や水質の監視を行い、事故処理等を原因者及び自治体などの関係機関と協力して行います。
- 良好な河川環境を維持するため、許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。

4.3.3 水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえた取組

① 広島県西部建設事務所【西ブロック】

- 施設的能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成 29 年に関係機関が参画し設立した「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）」において、「洪水による『災害死ゼロ』の実現」を目指し、関係機関が一体となって、減災に向けた取組方針を定めています。今後は、引き続き継続的なフォローアップを行い、必要に応じて取組方針を見直します。

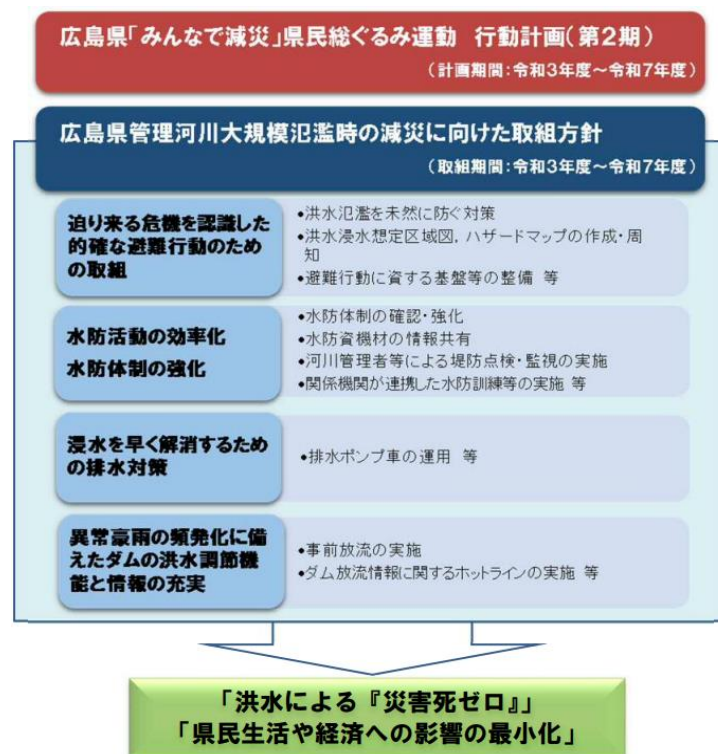


図 4-1 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(出典：広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【西ブロック】）令和5年6月1日見直し)

② 広島県北部建設事務所

- 施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、平成 29 年に関係機関が参画し設立した「広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）」において、「洪水による『災害死ゼロ』の実現」を目指し、関係機関が一体となって、減災に向けた取組方針を定めています。今後は、引き続き継続的なフォローアップを行い、必要に応じて取組方針を見直します。

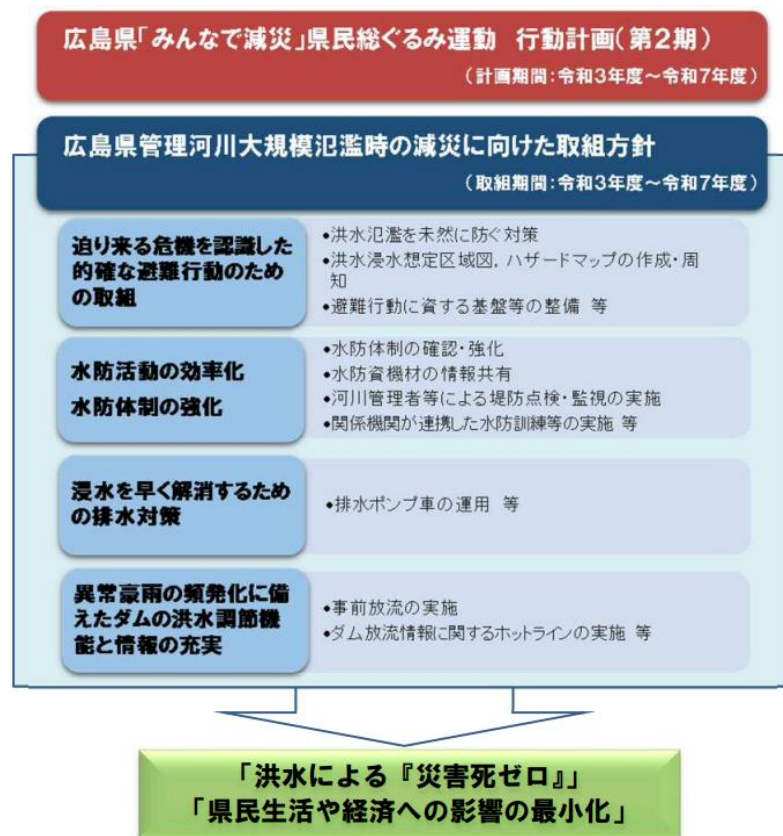


図 4-2 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

(出典：広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（北部建設事務所管内）令和 5 年 6 月 9 日見直し)

4.3.4 その他

- 水源かん養等の役割を担う山林等の生態系機能の保全について、流域の成り立ちやその役割・特性を考慮し、源流の山々を含めた流域一体での河川管理への取組が重要であると考えます。このため、地域住民や地方公共団体、関係機関・団体等と、流域一体となって、より一層の連携強化に努め、相互の情報共有を図ります。
- 存在感のある川づくりを図るため、地域のまちづくりと調整し、観光施設等を活かした川づくりを目指し、地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- 親しめる川づくりを進めるため、河川に関する広報活動等により地域住民の河川への関心が高まるよう努めます。また、草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援も行います。

4.4 社会環境の変化・気候変動への対応

今後の人口減少・高齢化など社会構造の変化や産業構造の変化、コンパクトなまちづくり等による土地利用の転換など、社会環境に変化が生じることが想定されます。また、今後の気候変動による豪雨の更なる頻発化・激甚化がほぼ確実視され、河川の治水安全度が相対的に低下することが懸念されています。これらの変化により生じる課題や地域住民のニーズにも適切に対応するよう努めます。

策定日及び告示日

策定	策定日	平成 13 年 6 月 20 日
	告示日	平成 13 年 6 月 28 日
変更	策定日	令和 6 年 3 月 18 日
	告示日	令和 6 年 4 月 30 日

「本書に掲載した下表の地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 20 万分の 1 地整図を複製したものである。（承認番号 国地情複 第 446 号）」

ページ	図番	タイトル
p12	図 3 - 1	河川工事施工場所位置図
p14	図 3 - 4	平面図（本村川）
p16	図 3 - 7	平面図（大土川）
P18	図 3 - 8	平面図（江の川）
P21	図 3 - 11	平面図（川東工区）
P22	図 3 - 13	平面図（川戸工区）
P23	図 3 - 16	平面図（新庄工区）
P24	図 3 - 18	平面図（志路原川）
P26	図 3 - 21	平面図（多治比川）